

◎新潟県告示第259号

大雪に関し、平成25年2月25日から妙高市の区域において災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助を実施する。

また、同法第30条第1項の規定により、同法第24条から第27条までに規定する事務を、妙高市長が行うこととする。

平成25年2月27日

新潟県知事 泉 田 裕 彦